

トゥルン・ウント・タクシス侯爵の家族史と世襲財産 ——南ドイツの大土地所有者——

加藤 房 雄

要 旨

今日、ヨーロッパ最大の土地所有者の一員に数えられるトゥルン・ウント・タクシス侯爵家の土地所有の大半は、19世紀中に獲得されており、その歴史は比較的浅い。南独ヴェルテンベルクのレーゲンスブルクに本拠を置く同家の所有地の相当部分は、ヨーロッパの特定地域で同家が独占していた郵便事業＝「郵便大権」の収用に対する補償として、1803年から1819年にかけて賦与され、また、別の地所は、その補償金によって、1822年以降、順次買い集められた。19世紀後半に東ヨーロッパで行われた最大の土地購入もまた、直接、この郵便補償に結びつく。事実、ベーメンの大規模な所有地は、ヴェルテンベルクの1851年の郵便補償に基づくし、クロアチアの広大な所領は、1867年のプロイセンの郵便補償によって得たものである。一言にして、「郵便侯爵から大土地所有者へ」と定式化しうるトゥルン・ウント・タクシス家の土地所有制の成立史は、我が国の経済史研究史上未開拓の研究テーマの一つにほかならない。本稿は、系統実証分析の準備作業を兼ねて、同家の家族史のあらましを辿ることに主眼を置くが、併せて、19世紀中葉期に論点を限定した「世襲財産と経済活動の関連」をめぐる到達成果の一端を示して結びに代える。

I 本稿の課題

南ドイツのヴュルテンベルクにおいては、1919年の世襲財産所有者計141人¹の中で、トゥルン・ウント・タクシス (Thurn und Taxis)、ヴァルトブルク・ツァイル (Waldburg-Zeil)、ヴァルトブルク・ヴォルフエグ (Waldburg-Wolfegg)、ホーエンローエ・エーリンゲン (Hohenlohe-Öhringen) の四侯爵 (Fürst) 家、ならびに、ヴュルテンベルク王家の五つのフィデイコミスが、M. ウェーバー (Max Weber) のいわゆる「大世襲財産」² (5,000ヘクタール以上) の部類に属する。³ 第1表が示すとおり、最大規模 (17,085ヘクタール) のトゥルン・ウント・タクシス家⁴ がトップに立ち、次に、10,233ヘクタールの王家が続き、残りの侯爵家の世襲財産は、三家とも、五六千ヘクタール規模に留まる。⁵ わが国の通説的見解の場合は

第1表 ヴュルテンベルクの大世襲財産 (総面積) 1920年代

Thurn und Taxis	17,085 ha
Herzog Albrecht von Württemberg	10,233 ha
Fürst von Waldburg zu Wolfegg und Waldsee	6,615 ha
Fürst zu Waldburg zu Zeil und Trauchburg	6,035 ha
Fürst zu Hohenlohe-Oehringen	5,087 ha

(出典) Theodor Häbich, Deutsche Latifundien. Bericht und Mahnung, Dritte Auflage, Stuttgart 1947, S. 53 f. より作成。

- 1 Vgl. Otto Trüdinger, Die Fideikomisse, insbesondere in Württemberg, in: Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde, herausgegeben von dem Statistischen Landesamt, Jahrgang 1919/20, Stuttgart 1922, S. 59.
- 2 Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904), in: ders., Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, Tübingen 1924 (以下 Aufsätze と略記), S. 354 ff.; Max Weber Gesamtausgabe, im Auftrag der Kommission für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Abteilung 1: Schriften und Reden, Bd. 8, Wolfgang Schluchter (Hrsg.), Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik, Schriften und Reden 1900-1912, Tübingen 1998 (以下 MWG と略記), S.136 ff.
- 3 Vgl. Andreas Dornheim, Adel in der bürgerlich-industrialisierten Gesellschaft. Eine sozialwissenschaftlich-historische Fallstudie über die Familie Waldburg-Zeil, Frankfurt am Main 1993, S. 246 f.
- 4 以下では、適宜「タクシス家」の略称を使い分ける。同家「ブリュッセル・フランクフルト・レーゲンスブルク系」の Lamoral II. Claudius 伯爵が、1653年、初めて「トゥルン・ウント・タクシス」と名乗ることを許された。Vgl. Volker Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Historische Portraits von Bismarck bis Weizsäcker, München 2005, Die Thurn und Taxis von Wolfgang Behringer, S. 193 u. 196.
- 5 Vgl. Theodor Häbich, Deutsche Latifundien. Bericht und Mahnung, Dritte Auflage, Stuttgart 1947, S. 53 f.

「小農共和国」⁶ イメージが強いヴェルテンベルク農村社会ではあるが、前稿⁷の問題提起のとおり、そこでの大土地所有は決して「稀な例外」⁸ だったわけではなく、それどころかむしろ、軽視しえない一定の役割を担った重要な史実に鑑み、本稿以下予定の一連の論考の課題は、最大の世襲財産であるトゥルン・ウント・タクシス家に焦点を絞って、南ドイツ貴族が展開した大土地所有制の全体像に迫る実証作業を継続しつつ、ドイツ史におけるフィデイコミスの意義と役割、とりわけ、古典的帝国主義期への移行期におけるその国民経済的機能様式に関する近年の歴史認識⁹ を深めるための議論を一步前進させることである。本稿では、系統の実証分析の準備作業を兼ねて家族史のあらましを辿ることに主眼を置くが、併せて、先の歴史認識に結実した年来の問題意識を継承し、さしあたり19世紀中葉期に論点を限定した「世襲財産と経済活動の関連」をめぐる到達成果の一端を示して結びに代える。

II トゥルン・ウント・タクシスの家族史¹⁰

タクシス (Tassis, Taxis) 家発祥の地はロンバルディアだったことを確認できる1251年の記録が残っている。様々なヴァリエーションを伴いながら、イタリアでは時に Tasso と称した同家だったが、家名の表記としては、ロマンス語圏においては de Tasis が、そして、ドイツ語圏とバーメンでは von Taxis が、やがて定着する。タクシス家が国際的名声を博する端緒は、皇帝マクシミリアン一世 (1459-1519) の通信 (Kurier) 業務を司ったフランツ (Franz von Taxis, 1459-1517) の傑出した業績に帰されうる。マクシミリアンの息子のフィリップは、1501年、タクシスの組織をブルゴーニュ郵便制度として引き継ぐが、やがて1516年には、後に皇帝カール五世となるマクシミリアンの孫が、フランツをスペイン郵便総裁 (Generalpostmeister) に任じる。「近代的郵便制度の創設者」¹¹ だったフランツの死後、甥のヨハン・バプティスタ (1470-1541) が家長となる。その次男ライモンド (Raimondo de Tassis,

6 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年、187頁。

7 加藤房雄「南ドイツ・ヴェルテンベルクの世襲財産—大土地所有の存在形態」『広島大学経済論叢』第43巻、第1・2号、2019年、11月、所収。

8 Wolfgang von Hippel, Die Bauernbefreiung im Königreich Württemberg, Bd. 1, Boppard am Rhein 1977, S. 581.

9 Fusao Kato, Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017.

10 叙述は、主として、注4に挙げたベーリンガーの新しい家族史論考 (2005年) に拠る。1990年に刊行された彼の主著 W. Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, München 1990, 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』三元社、2014年、も必読文献である。引用は、最小限に留める。

11 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 184.

1515-1578) は、スペイン系タクシス家の始祖となるが、彼は、1536年から1578年まで郵便総裁の任に当たった。イタリアでは、ミラノ・ローマ系が最も重要な家系である。¹² ヨハン・バプティスタの弟のシモン (ca. 1475-1563) が、その始祖だった。1500年頃、インスブルックに赴いた彼が、兄に代わって同地の郵便局を任されたのは1507年のことである。その後の八年間をブリュッセルで過ごしたシモンは、郵便総裁のフランツに委託され、1516年、イタリアに至る郵便路線の拡張を実施する。シモンのもとで、路線全般に亘る確定料金の取り決めを含む郵便規則が定められ、全ヨーロッパの倣うべき範例が示された。

次に、インスブルック、ウィーン、プラハ、コルマン (Kollmann) を居住地としたオーストリア系タクシス家の始祖は、フランツの従兄弟のガブリエル (?-1529) である。フランツは、彼をインスブルック郵便局長に任じ、また、1516年、マクシミリアン一世は、インスブルック・ヴェローナ郵便路線の管理を彼に任せた。ドイツ系の発祥が認められるのは、16世紀である。ラインハウゼン (Rheinhausen) に作られた最初の常設郵便局は、1512年から1706年までの永きに亘り、タクシス家の所有下に置かれた。ゼラフィーン一世 (Seraphin I. von Taxis, ?-1556) は、1520年、「初期資本主義の中心地で帝国議会開催都市」¹³ のアウクスブルクに、帝国郵便局を創設する。同市は、以来、一世紀間、ドイツで最も重要な郵便物取り扱地であり続けた。ゼラフィーン一世の跡を襲った甥のゼラフィーン二世 (Seraphin II. de Tassis, 1538-1582) がドイツ系タクシス家の発展に尽くした功績は、大きい。ブリュッセルで成人した彼は、スペイン郵便総裁職のみならず、アウクスブルクとラインハウゼンに設けられたドイツの郵便局も引き継ぎ、アウクスブルク・ノイブルク (Neuburg) 系タクシス家の始祖となる。アウクスブルクは、ゼラフィーン二世の息子オクタヴィオ (1572-1626) の時代には、「ヨーロッパ情報組織の中心」¹⁴ 都市へと発展する。

タクシス家の社会的上昇は、ブリュッセル・フランクフルト・レーゲンスブルク系の事例に、最も鮮やかに示される。フランツ・フォン・タクシスならびに甥のヨハン・バプティスタが、1501年に相次いで、スペイン郵便総裁職 (Postgeneralat) をネーデルラントで引き受けた後、タクシス家の郵便局網は、ブルゴーニュならびに神聖ローマ帝国の各地に拡がり、ブリュッセルのタクシス家は、1624年、ライヒの世襲伯爵身分を得るに至る。スペイン領ネーデルラントへの移住以降、タクシス家は、盛んに土地を獲得する。フランツは、つとに、メーヘレン (Mechelen) とブリュッセルに土地を得たし、ヨハン・バプティスタは、Busingehen 所

12 トレント系とベネチア系については、煩瑣を避けて省略する。

13 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 191.

14 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 192.

領と La Roche 伯爵領そして Hemessem 所領を次々に入手し、続くラモラル・クラウディウス (Lamorale Claudius, 1621-1676) も、二つの所領 Braine-de-Château と Haut-Ittre (Hennegau 在) を獲得した後、1700 年には、Impden 所領がタクシス家の領地に加わる。「1713 年の家族世襲財産 (Hausfideikommiss)」¹⁵ を形作ったのは、ネーデルラントのこれらの土地所有である。1701 年、スペイン継承戦争が勃発して事態は急変し、スペイン領ネーデルラントがフランス軍により一時、占領された結果、タクシス家の土地財産は、ブリュッセルの居城ボーリュエ (Beaulieu) 城もろとも、しばし敵の手に渡り、ブリュッセル郵便局もまた運命を共にする。だが、所有の中断は長続きせず、タクシス家の家族所有は保たれる。その上、1713 年の世襲財産は、ネーデルラントに代わり、帝国の版図内に等価の所有地を見つけ、それと取り替えることをあらかじめ企図するものだった。¹⁶ 事実、戦争勃発後の 1702 年には、すでに、オイゲン・アレクサンダー (1652-1714) は、一族の活動の拠点を帝国都市フランクフルト・アン・マインに移す決断を下した。同市には、最重要の帝国 (上級) 郵便局が、事実上、数十年間に亘り置かれていただけではなく、ユダヤ人銀行家ロートシルト (Rothschild) とフランクフルトとの関係も深かったのである。タクシス家は、さらに、1725 年から 1794 年まで、職を預かる形で、オーストリア領ネーデルラントの郵便総裁を務めた。

フランクフルト生まれのアレクサンダー・フェルディナント (1704-1773) は、1743 年、バイエルンのヴィッテルスバハ家出身の皇帝カール七世の主席代理 (Prinzipalkommissar) に任命される。すでに四年前の 1739 年から帝国郵便総裁の要職に就いた彼は、タクシス家の興隆に数世紀来、大きく寄与したハプスブルク家とのありうべき不和の危機を、カール七世の夭逝後、巧みな外交手腕により素早く乗り切り、1745 年には、早くも、マリア・テレジアの枢密顧問官に任じられるとともに、三年後の帝国議会では、フランツ一世の皇帝主席代理に改めて任命されることに成功する。爾来、1748 年から 1806 年に至るまで、トゥルン・ウント・タクシス家が帝国郵便総裁のポストを手放すことはなかった。名誉職を務めるためには、約 25,000 グルデン (Gulden) ほどの皇帝主席代理職からの俸給を 10 倍以上も上回る莫大な費用を捻出する必要があったが、タクシス家にそれができたのは、帝国郵便総裁職による高収入があったればこそである。帝国議会の定例開催都市レーゲンスブルクへのタクシス家の移転は、皇帝主席代理を引き受けたことの当然の帰結であった。その成果は、まだ「領邦なき侯」(Fürst ohne Land)¹⁷ だったにもかかわらず、1754 年、アレクサンダー・フェルディナントが、帝国議会

15 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 249; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』309 頁。

16 訳文「すでに 1713 年の家族世襲財産は、帝国内の等価の土地でそれを補填することを計画していた」の文意は、必ずしも分明ではない。同上、309 頁。

における諸侯部会（Reichsfürstenkollegium）の一員に迎えられたことに結実した。

タクシス家が侯領（Fürstentum）を手に入れる宿願を果たしたのは、フランクフルト生まれのカール・アンゼルム（Carl Anselm, 1733-1805）の時である。1785年、彼は、フリートベルク・シェール（Grafschaft Friedberg-Scheer）伯爵領を購入して、自分の領地を持つことに成功する。侯領が売りに出されることは滅多になかったため、とりあえず伯爵領を求めるほかなかった帝国郵便総裁の彼が、二百万グルデン以上という法外な価格のこの所領を手に入れるために、郵便収入の丸一世紀分もの巨額をつぎ込んだのは、侯領への格上げが見込まれたためである。自分の首席代理に好意を寄せる皇帝ヨーゼフ二世は、タクシス家の願いを叶え、購入後の領地は、侯領と同等の「侯領化された伯爵領」¹⁸となる。一箇の領邦君主（Landesherr）たりえたカール・アンゼルムは、今や、名実ともに真の「侯爵」となり、1787年、シュヴァーベンの諸侯部会（Fürstenrat）にも迎え入れられた。1791年、レーゲンスブルクを常設地に定めたトゥルン・ウント・タクシスの政府は、1804年には一時ブーヒャウ（Buchau）に移転するが、結局、神聖ローマ帝国が減じる1806年まで存続するのである。

シュヴァーベンでの領地の獲得は、時宜に叶う措置だったと言える。なぜなら、1794年、フランス軍がオーストリア領ネーデルラントに進駐し、その地の所有地を差し押さえた結果、ライン河左岸の帝国郵便局をことごとく喪失したからである。その補償として、タクシス家が得たものは、婦人養老院のあるブーヒャウならびに帝国大修道院の Marchthal と Neresheim さらに Schemmerberg 所領と若干の村落を備えた Ostrach 管区（Amt）の、いずれもシュヴァーベンに位置する土地所有だった。19世紀以降、タクシス家がドイツのみならずヨーロッパ有数の大土地所有者として発展してゆく素地となったのは、「侯領化された伯爵領」のフリートベルク・シェールとともに、シュヴァーベンの領地複合体を構成したこの「トゥルン・ウント・タクシス帝国の土地（Reichsland）」¹⁹であった。他方、フランス軍によって押収されたネーデルラントの土地所有中、三つの地所、ブレン・ル・シャトーとオー・イットウルそしてイムブデンは、1809年、タクシス家によりやく返還されるが、価値を失ったこれらの土地は、19世紀中にすべて売却された結果、ネーデルラントの1713年の世襲財産は、タクシス家の手を離れる。

レーゲンスブルク生まれのカール・アレクサンダー（Karl Alexander, 1770-1827）が父か

17 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 246 f.; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』306～307頁。プロイセン王は、「身分相応の伯爵領」の欠如を理由に論難した。Vgl. V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 201.

18 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 202.

19 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 203.

ら引き継いだ皇帝主席代理職も帝国郵便総裁職も、1806年、神聖ローマ帝国の瓦解とともに消え失せる。帝国内の広大な領域に散在した郵便局の接収に対する補償として、トゥルン・ウント・タクシス家は、1812年、バイエルンの所有地から、レーゲンスブルクのザンクト・エメラム (St. Emmeram) 帝国修道院およびドナウシュタウフ (Donaustauf) とヴェルト (Wörth) の二所領ほかの相当な土地を得ただけではなく、さらにプロイセンからも、1819年、アーデルナウ (Adelnau)、クロトシン、オルピシエヴォ (Orpiszewo) とロスドラツェヴォ (Rosdrazewo) の四つの御料地 (Domäne) から成る「新たに作られたクロトシン侯領 (Fürstentum Krotoszyn)」²⁰ を獲得する。1848年からはプロイセンのポーゼン州となるポズナン大公国に所在したこの侯領は、総面積 25,316 ヘクタールもの大世襲財産である。²¹ その後、1822/23年には、ボヘミアのキンスキ (Kinsky) 伯爵から、リーヒェンブルクとホティーシャウその他の所領が購入され、²² トゥルン・ウント・タクシス家の壮観の大土地所有が完成した。なお、帝国郵便の喪失について付言すると、タクシス家は、確かに、バーデンとヴェルテンブルクに加えてバイエルンまで失いはしたが、他方、同家の郵便領域に以前は帰属しなかったヘッセンとテューリンゲン諸国の郵便組織を引き受けることにより、少なからぬ代償を得ることに成功した。ゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe) が称賛した「トゥルン・ウント・タクシスの郵便物」²³ の迅速性と信頼性は、フランクフルトの幼少期ではなく、ザクセン

20 Neue Deutsche Biographie, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 26, Berlin 2016, S. 231. 最新成果として、Robert Kędziński, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, Regensburg 2018, Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Doktorwürde der Fakultät III für Philosophie, Kunst-, Geschichts-, und Gesellschaftswissenschaften der Universität Regensburg を参照。2018年、レーゲンスブルク大学に提出された R. ケジェルスキーの学位請求論文は、クロトシン研究の「パイオニア・ワーク」(ebenda, S. 2 u. 521) である。若干の断片的記述または全般的な言及を除き、それまで、ドイツでもポーランドにおいても、本格的な実証研究は皆無だった。

21 「長子相続制」の一形態たる「同一親等長子優先相続制 (マヨラート = Majorat)」を採るクロトシンは、厳密に言うと、「プロイセン王家のレーン」(die preußischen Thronlehne) の一つである。当該侯領は、1920年代のポーランドにおいて問題となる「唯一のレーン」だった。Vgl. R. Kędziński, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179; Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Domänenkammer, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (8. 1. 1924), Gutachten betreffend die Frage: Hat Polen Rechte an Krotoschin? (12. 5. 1926), o. Bl. フィデイコミスを広く捉える「広義のフィデイコミス」の視点については、vgl. Otto Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommiss, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben vom Deutschen Anwaltverein, 58. Jahrgang, Heft 27, 6. Juli 1929, S. 1929. 問題全般のサーヴェイとして、加藤房雄「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止—プロイセンと南ドイツ・グループ」『広島大学経済論叢』第43巻第3号、2020年3月、所収を参照。

22 その他とは、Chraustowitz と Hologschowitz の二つ。

23 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 204.

・ワイマル公国の大臣時代の経験に根ざすものだったのである。また、1828/29 会計年度に導入された記帳・出納システムが、その後、一世紀以上もの長きに亘って 1958/59 年まで、変わらずに維持され、タクシス家の事業組織・経営の近代化と合理化に貢献した点も、重要である。

ここで、カール・アレクサンダー時代の一つの小括として、19 世紀前半期の以下の事実を確認しておきたい。²⁴ 1828 年度の人員表から、タクシス侯が雇用した 1,345 人中、55% の 740 人が郵便事業に携わり、次いで、417 人 (31%) は所領経営に従事し、162 人 (12%) が居城 (Hof) 勤めを行い、さらに、残りの 26 人 (2% 弱) は「中央管理」に当てられたことが判明する。人員配置に関する限り、人的資源の過半を充用する郵便事業の比重は、帝国郵便の接收後も、依然として最も高かったと言えるであろう。だが、収支状況を検討した W. ベーリンガーによれば、19 世紀前半の収入は、郵便と土地所有が、ほぼ相半ばするものだった。プロイセンならびにバイエルンの上院議員、オーストリア帝国国会議員を続けたタクシス家の諸侯は、これらに加えて、1918 年まで、バイエルン郵便総裁 (Kronoberstpostmeister) の称号を保持した。

続いて、マクシミリアン・カール (Maximilian Karl, 1802-1871) 以降の近現代史について素描すると、1866 年、フランクフルトに進駐したプロイセンは、帝国郵便総裁職を 1806 年にすでに失っていたマクシミリアン・カールに、このたびは、郵便局職員の解雇を強要し、彼らが、プロイセンの郵便業務に就くことを認めさせる。トゥルン・ウント・タクシス家は、今や、「大土地所有者としての役割」²⁵ の自覚を余儀なくされる。それは、かつての有力諸侯には慣れ親しんだ仕事だったかも知れぬが、永年「郵便侯爵」²⁶ の特権を享受したタクシス家にとっては、全く新しい感覚だった。1809 年にタクシス家に返還されたネーデルラントの三つの所有地 (ブレン・ル・シャトーとオー・イットウルそしてイムブデン) は、1835 年、売却され、その代わりに、ドイツと南チロルそしてベーメン (ライトミシュル) の地に新しい所領を獲得して、ドイツ語圏の大土地所有者としての地歩を固める。この変化は、200 年の永きに亘りタクシス家の故郷であり続けたネーデルラントとの繋がりが途絶えた事実を象徴する出来事だった。²⁷

1867 年のプロイセンの「郵便補償」²⁸ に先立つ 16 年前の 1851 年、ヴェルテンベルク王国は、トゥルン・ウント・タクシス家の「郵便大権」(Postregal)²⁹ を償却し、同年 7 月 1

24 Vgl. ebenda.

25 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 205.

26 Ebenda.

27 Vgl. W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 270 f.; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』335-336 頁、参照。

28 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 275; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』342 頁。

日、130万フロリン (Florin, fl.) の現金を支払う。「郵便大権」ならびに、これに関連する全収益を「フィデイコミスの構成要素」³⁰ と定めたトゥルン・ウント・タクシス家の家憲 (Hausverträge) によれば、この補償金は、全額、土地購入もしくは債務償還の用途に使われなければならなかった。だが、当時のタクシス家に債務は残らず、その上、意に叶う所有地が提供される見通しも立たなかったため、ロートシルト銀行の仲介により、有価証券類が130万フロリンの使い道に決まる。ドイツの小諸邦の債券に余りにも多くの金額が費やされることを危惧したタクシス家は、より確実な投資先として、6% 利子付きの「アメリカ証券」 (amerikanische Obligation) を選び、20万フロリンが投資される。さらに、25万フロリンが、オーストリア公債に振り向けられるとともに、45万フロリンの現金は、ロートシルト銀行に預金された。³¹ その後、辣腕を振るった経営統括責任者デルンベルク (Ernst von Doernberg) の舵取りの下、債券類への新規投資や相場差益を狙う巧みな証券取引が盛んに行われ、タクシス家が持つ有価証券は、約10年後の1861/62会計年度には、前の130万フロリンの十倍を優に越える1,500万フロリン以上もの巨額に達する上昇線を描いた。それは、さながら、「ありとあらゆる種類の国債の多彩なブーケ」³² とでも言うべきものだった。

1867年のプロイセンの「郵便補償」によりタクシス家が得た資金は、危険の分散を図るため、細心の注意を払って、国債もしくは株券への投資と土地購入のために使われた。前者については、当然のようにバイエルンとオーストリアが好まれる傾向を伴いつつ、同時に、アメリカとロートシルト銀行への投資の分散も行われた。「アメリカ証券」の比率は、国債・株券類の5パーセントで、ロートシルト株は、その約10パーセントという相当な比重を占めた。鉄道建設へのタクシス家の関心の高さも、記憶に留められてよい。次に、新たに購入された土地は、Fiume 郡 (Komitat) の二つの所領 (Brod, Grobnik) と Agram 郡の二つの所領 (Zelin-Cice, Ozalij) から成るクロアチアの大きな王領地 (Domäne) である。土地所有の収益は、パーメン (28.2%) を筆頭として、シュヴァーベン (25.9%)、バイエルン (20.7%)、プロイセン (19.9%)、クロアチア (4.8%) の各地に分布しており、³³ 一地域・一国に偏することの

29 Harald Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung in West- und Süddeutschland. Höhe und Verwendung bei Standes- und Grundherren, Stuttgart 1968, S. 62 u. 67. 「郵便大権」とは、タクシス家によって郵便事業が独占的専一的に行われることを、皇帝が認めた経営・収益特権。

30 H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 67.

31 最高1パーセントの利子が付いたが、支払いは滞りがちだった。

32 H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 67. 「多彩なブーケ」には、鉄道関係の多くの証券が含まれた。

33 南チロル0.1%、その他の所有地0.4%、ネーデルラントは0%である。数値は、1867/68年から1915/16年までの48年間の土地所有からの総収益1億1,100万ライヒスマルク (RM) の百分比。W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 279; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』345頁、参照。

ないタクシス家の土地取得方針の地域分散主義が一貫している。

では、「農民解放」(Bauernbefreiung)³⁴ 過程における封建負担の「償却金」(Ablösungskapitalien)³⁵ と同家との関わりは、どうだったか。「郵便補償」とはおのずから別箇のこの重要問題については、「結びに代えて」で再度触れ、さらに、稿を改めて検討する課題に残すこととして、ここでは、以下の諸点を指摘するに留める。³⁶「農民解放」の語がヴュルテンベルクにおいて持った意味内容は、西ドイツと南ドイツの全域同様、封建体制の最終的残滓の廃棄、そして、負担の償却の二点であり、「農民解放」に代えて、「根本的軽減」(Grundentlastung)³⁷ という表現が用いられることも稀ではない。農民解放の立法措置は不統一で、ばらつきが目立ち、償却額算出のシステムも、複雑極まりない。1817年11月18日勅令と1821年6月23日法に始まったヴュルテンベルクの償却法は、1836年10月27/29日法により包括的に確定されて、賦役(同様の代償措置を含む)ならびに貢租(Beeden)の廃棄と農奴制の廃止が決まった。その後、1848～49年の三月革命期の切迫した雰囲気は漂う中、1848年4月14日と1849年6月17日の二つの法律が、貢租額と償却金の算定について、権利者に不利な改訂を加え、年賦額資本化の金額を、1836年の20～22.5倍から12～16倍へと軽減する。4%利子付き債務証券の発行を受ける債務者側の農民の償却期間は、25年間である。

ヴュルテンベルクの農民が納めた償却金は、総額いかほどであったか。また、トゥルン・ウント・タクシス家が得た償却金と全体における比率は、どうだったか。タクシス家は、それを、いったい、どのように使ったのか。その用途には、いかなる特徴があったか。さらには、ヴュルテンベルクの大世襲財産所有者による所領経営の基本的ポリシーは、何だったか。一般化して問題提起するなら、「南ドイツの大土地所有とドイツ資本主義との関連」は、どのように定式化されるのか。そして、それは、いかなる社会経済的意義を担ったのか。ドイツ経済史研究史上重要と思われる、これらの諸点の検討が果たされなければならない。³⁸

トゥルン・ウント・タクシス家を含む28人の元直属貴族(Standesherr)³⁹の受領予定額

34 ヴュルテンベルクの農民解放の簡潔な叙述として、vgl. Friedrich Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert, Zweite Auflage, Stuttgart 1967, S. 255-257.

35 H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung.

36 最新の伝記(2016年刊)を見ると、封建的権利の償却金を単に「高額」と記すだけで、具体的な数値を不問に付している。H. ヴィンケルの優れた先行研究の精査が必要である。Vgl. Neue Deutsche Biographie, Bd. 26, Berlin 2016, S. 232.

37 F. Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung, S. 255.

38 邦語文献の先行研究として、加藤浩平「西南ドイツ農民解放における償却金の行方」『社会経済史学』第46巻、第4号、1980年。

39 28人中、17人が侯爵、11人は伯爵。

は、計 9,100,350 フロリーン (Florin, fl) であり、トゥルン・ウント・タクシスは、2,365,760fl だった。タクシス家は、第二位のホーエンローエ・エーリンゲン を 150 万 fl 以上も上回り、元直属貴族全体の 26.00% を占める図抜けた存在だった。⁴⁰ しかし、ヴェルテンベルクの償却法の諸規定は、他の諸邦に比べて、元直属貴族のみならず教会・学校等の諸施設の権利者側全般にとって、不利な内容を含む。その上、ヴェルテンベルク王家は元直属貴族に対して、必ずしも好意的とは言えない態度を示すのが常であった。1829～1846 年のタクシス家の状況を概観した 1852 年の報告は、権利者に対して不公平で不公正な償却法への怨嗟の声で満ちている。⁴¹ 二年後の調査では、タクシス家に幾分有利な結果が出て、償却金は、2,491,272fl と算定され、若干の増額を見る。⁴² 結局、1856 年 6 月 2 日の最終的総括では、2,373,467fl に決する。タクシス家の文書館には、もし権利者に有利なバイエルン法が適用されるなら、補償金は、3,910,554fl まで増額するであろう、と嘆く記録文書が残る。ただし、タクシス家と同じ身分の貴族が持つ他の所領との比較を難しくした次のような特殊事情が斟酌されなければならない。それは、ヴェルテンベルクのみならず、バイエルン、ホーエンツォレルン - ツィークマリンゲン (Sigmaringen)、プロイセン (ポーランド) それにオーストリア (バーメン) を含む広大な領域に広がる所有地を基にして、トゥルン・ウント・タクシス侯爵家は、南ドイツ随一の最高額の償却金を受領しただけではなく、その利用に際しても、他の同身分の者に比較すれば、断然広い範囲での活動の余地に恵まれた上、さらに、地代償却の期間中、「郵便大権」の償却から得られる巨額の補償金が同家の手中に流入する特権を享受したことである。

償却債券の回収 (Auslösung) もしくは売却により入手した現金は、西南ドイツの多くの地主 = グルントヘルを、まるで、東エルベの農民追放を髣髴とさせるかのような土地獲得へと駆り立てた。領主的な権力手段を駆使して、農地の売却を農民に強いたのではなく、農民が以

40 ヴェルテンベルク王国の償却金総額は、6,883 万フロリーンである。同王国の歳出は、1848 年から 1852 年までの年当たり平均で約 1,100 万フロリーンだったので、償却金総額は、その六倍以上の巨額に達した勘定になる。元直属貴族が得る償却金総額は、全体の 13% 強である。なお、1 ターラー (Taler) = 1.75 フロリーン (Florin) = 3 マルク (Mark)。そして、1 フロリーン = 60 クロイツァー (Kreuzer)。Vgl. H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 44-46 u. 162.

41 他方、タクシス家は、償却法を、市民社会の新秩序の創設として認め、時代の宿命的要請と捉える冷静な心構えを持ち合わせた。不平を並べるだけの不満分子だったわけでは決してない。Vgl. H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 47 Anm. 24.

42 タクシス家が他の封建的権利者に負った義務、すなわち、(1) 教会と学校への公法上の給付 (Kompetenz)、そして、(2) 元直属貴族の地主 (Grundherr) が他の権利者に給付しなければならない十分な十分の一税と貢租を意味する「貸方十分の一税」(Passivzehnt) ——この二つの義務の償却金は、計 185,862fl だった。したがって、2,677,134fl から、この金額を引いた 2,491,272fl が、タクシス家の得べき償却金総額になる。Vgl. H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 63 Anm. 113.

前のグルントヘルに自ら歩み寄って土地の提供を申し出る事例が多かったにせよ、償却後の獲得土地リストを見れば、地主による自己所有地の純然たる耕地整理 (Arrondierung)⁴³ の埒内には収まらない、自立的農民地の相当大々的な買い占めが行われたことに、疑問の余地はない。例えば、こうである。1858年3月2日、ヘッセン大公国の下院では、総理大臣ダールヴィク (Freiherr von Dalwigk) 男爵ならびにギーセン大学教授シュタール (Stahl) が持つ世襲農場 (Erbgut) に係る法案の審議に際して、ライン河右岸のヘッセンでは、元皇帝直属貴族ならびにその他の世襲財産所有者が、農民地の買い占めを敢行し、とりわけ、オーデンヴァルト (Odenwald) 地方においては、村民の域外移住 (Auswanderung) 後に残された跡地は、概して、以前のグルントヘルの手に渡るのを常としたことが報告されている。⁴⁴

償却金受領者は、農民地の買い占めに走るだけではなく、農耕技術的に合理的な経営に適した、ひと塊になった所領もしくは農場の獲得に躍起になった。この種の物件が提供される機会に限られていた上、償却金をすみやかに土地に替えたい思惑を見透かした売り手側は、往々にして法外な高価格を要求しがちであった。適当な土地が近隣の地に見つからない場合、買い手側の眼は、いきおい、ドイツの東部地方またはオーストリア・ハンガリーに向けられる。こうして、プロイセンやオーストリアの主権が及ぶ地域に首尾よく大所領を構えることができた者は、軍人や官僚層の家系にとっては大いに有利な、ベルリンならびにウィーンのエスタブリッシュメントとの結びつきを切り拓いたのである。

時代は下り19世紀末を迎えると、レーゲンスブルクの侯爵家は、旧貴族世界の頂点に上り詰める。マクシミリアン・カールの長男マクシミリアン・アントーン・ラモラル (Maximilian Anton Lamoral, 1831-1867) と長男マクシミリアン・マリーア・ラモラル (Maximilian Maria Lamoral, 1862-1885) は、ともに夭逝する。結局、マクシミリアン・カールの次代を担ったのは、マクシミリアン・アントーン・ラモラルの次男アルベルト (Albert Maria Joseph Maximilian Lamoral, kurz Albert I., 1867-1952) だった。⁴⁵ 1888年、成人した彼は、晴れて、タクシス一族の家長となり、同家の経済活動は、農林業はもとより、鉱業や製糖工場にまで多角化した。1900年ごろの株券所有を見ると、鉄道・醸造・ガラス・建築・鉱山等の様々

43 H. ヴィンケルは、この語を使うが、別の用語は、Flurbereinigung。Vgl. Max Weber, Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, München・Leipzig 1924, S. 29; M. ウェーバー著、黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上巻、岩波書店、1954年、79頁。

44 August von Miaskowski, Das Erbrecht und die Grundeigentumsverteilung im Deutschen Reiche. Ein sozialwirtschaftlicher Beitrag zur Kritik und Reform des deutschen Erbrechts, Erste Abteilung, Die Verteilung des landwirtschaftlich benutzten Grundeigentums und das gemeine Erbrecht, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. XX, Leipzig 1882, S. 144 f.; H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 152. なお、ライン河左岸のヘッセンで、農民地の買い占めを盛んに行ったのは、資本家である。

な鉱工業だけではなく、かなりの銀行株も含まれる。一族を率いたアルベルト一世は、両世界大戦の困難な時代を乗り切る。ポーランド、ベーメン、ユーゴスラヴィアにおける「土地改革 Bodenreformen」⁴⁶により、第一次大戦後、所有地の甚大な喪失を経験したタクシス家は、ドイツの所有地を持つだけとなり、ドイツ語圏の広域からドイツ一国のみの大土地所有者へと転身せざるをえなかった。ワイマル共和政の新しい時代が始まって、君主制の終焉とともに、貴族身分が廃止されるに及び、侯爵家は、困窮時の慈善活動と雇用主としての働きを度外視すれば、今までの公共的機能を失う。1927年、629人を数えた従業員中の約四割もの多数は、レーゲンスブルクの城館に住む侯爵の身近で働く家内労働者の性格の強い人々だったのである。敬虔なカトリック教徒のアルベルトは、ナチズムの嵐が吹きすさぶ時代の渦中にあっても、権力とは距離を置く分別を持ち合わせた。

1945年、戦争が終わると、レーゲンスブルクの城館は、1,600人を超える難民の避難所としての公共的役割を担った。「特別な地位」⁴⁷を築いたタクシス家が、レーゲンスブルクの地域社会に、相応の尊敬の念を以って受け入れられていたことは、明らかである。アルベルト一世に続く新しい家長は、ポルトガル王女と結婚したフランツ・ヨーゼフ (Franz Joseph Maximilian Maria, 1893-1971) だった。一人息子のガブリエルは、スターリングラードに斃れ、また、家憲の定めるところに拠り、三人の娘には、家長たりうる権限がなかったため、フランツ・ヨーゼフの弟カール・アウグスト (Karl August, 1898-1982) が家督を継ぐ。その後、長男ヨハネス・バプティスタ (Johannes Baptista de Jesus Maria, 1926-1990) が後継者となり、「封建的貴族から貴族的企業家への急激な変身」⁴⁸を果たす。現在は、1983年生まれの長男アルベルト二世 (Albert II.) の時代になっている。

以上、主として W. ベーリンガーの通史的研究に依拠して、トゥルン・ウント・タクシス家の近現代史を素描した。「大土地所有者として、いばら姫のように百年間眠り続けたあと」⁴⁹、

45 アントーンンの妻は、バイエルン・ヴィッテルスバハ家のヘレーネ (Herzogin Helene in Bayern, 1834-1890) である。オーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ一世 (Franz Joseph I.) の皇后エリザベト (Elisabeth, 1837-1898, シシィ Sissi の愛称で有名) は、ヘレーネの妹である。マリーアは、祖父マクシミリアン・カールの死 (1871年) とともに、ヘレーネの後見の下、タクシス家を襲う。ヘレーネは、夭逝した長男の跡を継いだ次男アルベルトの後見を 1888年まで続けた。Vgl. V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 205 f.

46 Neue Deutsche Biographie, Bd. 26, Berlin 2016, S. 232; Rafaell Parzefall und Natali Stegmann (Hrsg.), Deutsche Besitzungen im ‚Osten‘ und deren Enteignung: Quelleninterpretationen aus einer Projektübung im Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Regensburg 2014, Einführung (R. Parzefall), S. 9.

47 V. Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Die Thurn und Taxis von W. Behringer, S. 207.

48 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 350; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』427頁。

49 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 358; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』437頁。訳文は、「大土地所有者として百年の長い眠りを貪ったあと」。

トゥルン・ウント・タクシスの大土地所有は、もはや、企業のアイデンティティーを形作るものではなくなった。⁵⁰ かつての郵便経営者は、大土地所有者としての「眠り」から覚めると、金融サービス業分野に活路を見だし「貴族的企業家」へと変身する。この基本線を実証的に跡づけたベーリンガーの功績は、大きい。しかし、彼の成果を尊重した上で、なお、次の問いが残る。逆に言えば、トゥルン・ウント・タクシス家が「いばら姫」だった百年間、大土地所有が、同家のアイデンティティーであり続けたことは、事実である。では、19世紀初頭以降の近代化に柔軟に対応し、「農民解放」で得た償却金の適切な処理に腐心した元皇帝直属貴族の代表格たるタクシス家は、はたして、実際に、百年もの長い間深い眠りに落ちた「いばら姫」にすぎなかったのか。19世紀中葉期から20世紀半ばごろへと進む近代史の現代的局面において、その経済活動には、何らかの進歩的展開はいささかも見られず、旧態依然たる「封建貴族的」停滞のただ中に留まり続けたのか。そもそも、「アイデンティティーとしての大土地所有の歴史的意味」は、何か。ベーリンガーが深く追究しないで、未検討のまま残したこの問題の解答を得るには、トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有制の「大ドイツ的な」⁵¹ 総体を解明する実証分析が果たされなければならない。本稿は、そのための準備作業の一環にすぎない。⁵²

III 結びに代えて——19世紀中葉期の世襲財産と経済活動⁵³

償却金の土地への再投資を妨げる障害を看過することができないとすれば、フィデイコミスの諸規定に抵触することなく、土地への再投資を回避するか、もしくは、少なくともも延期するためには、次の可能性が残る。第一に、フィデイコミスの負債を償還するか、または、第二に、償却金を、フィデイコミス用として最終的に利用できるようになるまで、それを利子付きで暫定的に保管しておくかのどちらかの方法である。侯領の個々のケースを見れば、第一の場合、抵当権者が、貴族側による償却金の使用に賛成しなければならなかった限り、フィデイコミスの債務償還は、当の侯爵にとって急務であり、土地の獲得は土台無理である。このことは、とりわけ、エッティンゲン - ヴァラーシュタイン (Oettingen-Wallerstein)、

50 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 296 ; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』366頁、参照。訳文では、「企業のアイデンティティーの本質を成してはいない」。原文に、「本質」の文言はない。

51 W. Behringer, Thurn und Taxis, S. 331 f ; 高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス』404～406頁。

52 W. ベーリンガーの大土地所有理解には、疑問符が付く。第一に、土地所有の契機を理論的に把握する視点の欠落。第二に、研究史における貴族史の意義の等閑視。この点、別の機会に検討の予定。

53 ここでの叙述は、おもに、H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 150-161, IV. Ergebnis der Untersuchung に拠る。

フッガー - バーベンハウゼン (Fugger-Babenhausen) 両侯爵家とフッガー - キルヒベルク (Fugger-Kirchberg) 伯爵家の事例に妥当した。あまつさえ、受領資格ある貴族側が償却証書を手にしないうで、直接、債権者に引き渡すことさえないわけではなかった。これに対して、後者の場合、償却金の受領者は皆、一時的保管後、土地の購入に駆られることになるが、適当な土地が希望者全員に同時に提供されることは、現実にはまずありえない。そこで、償却債券の利子が、他の証券類を下回る場合に限り、償却債券を有価証券と総入れ替えることが行われた。この場合の有価証券は、国債以外考えられない。ゾルムス - ブラウンフェルス (Solms-Braunfels) 侯爵家のように、フィデikomイスの代替物として、外国の土地の獲得が許されるならいざ知らず、それが認められない場合、または、強制的に保管された償却金が回収された後に、その代償として外国の有価証券類を持つことが拒否されるなら、収益性と確実性を第一義とする権利者の関心は、オーストリア債を除けば、当初、もっぱらドイツ諸邦の国債に向けられた。ただし、とりわけ元皇帝直属貴族に人気があったのは、5パーセント利子付きオーストリア国債である。その利率は、1845年には、一時、19世紀の国債史上、最高の相場として記録に残る114パーセントの大台に達した。だが、そうしたドイツ語圏志向も、やがて、忘却の彼方へと去り、銀行中心地フランクフルトを介した、全ヨーロッパならびに非ヨーロッパ諸国への不断の資金流出が始まる。有価証券類の入手は、当初は確かに一時しのぎの暫定措置にすぎなかったかも知れぬが、時の経過とともに、やがて、そうではなく、旧来からの家族財産を維持してゆくためには、土地所有の購入・経営同様、まさにうってつけの持続的投資活動となったのである。

南ドイツの償却金の行方は、いよいよ複雑の度を強めた。第一に、償却金は、上述のように、公債を媒介環として、ヨーロッパを離れ、遠く、アジアならびに南アメリカにまで達した。それを可能にしたのは、フランクフルトの銀行家の国際的連絡網である。その結果、ドイツの資金は、ドイツの資本市場から奪われていっただけではなく、政治的混乱や債務者側の諸事情も加わり、権利者の手から永遠に失われることも決して稀ではなかった。第二に、ドイツ諸邦間の資金の流れについて一例のみ示すと、ライエン (Leyen) 侯爵家の場合、バーデンおよびヴェルテンベルクの償却金は、バイエルンのヴェルトハイム (Wertheim) に集められるのを常としたが、ホーエンゲールツェック (Hohengeroldseck) 所領の償却金だけは、バーデンからフランクフルトに流れていた。だが、こうした動きの詳細は、およそ見極めがたい。権利者が、ベーメンやハンガリーの農場の獲得に償却金をつぎ込めば、外債の購入同様、ドイツの資金は、内地の経済から失われたのである。第三に、権利者が、自分の償却債券を、フランクフルト、シュトゥットガルト、ミュンヘンの銀行家等の第三者に売り渡した事例も数多く見

受けられ、その少なからぬ重要性を無視できない。債券の現金化に多大の困難を伴った、この種の複雑な経緯について、H. ヴィンケルは、義務者すなわち農民から償却金が調達された当の地域から、償却業務に携わる現地の貴族とは全く違う人々が結果的に現金を受領した、別のドイツ邦（ラント）への償却金の流れを説明している。⁵⁴

資本市場・株取引慣行、それに、政治情勢や産業発展に細心の注意を払う商業的熟慮は、旧来のフィデikommissの諸規定ならびに家憲とは、およそ無縁な発想だった。世襲財産制の従前からの制限規定がそのまま踏襲されれば、経営指針の重大決定は、親族間のあつれきの中に生きて、無分別になりがちな男系親族の判断に委ねられ、農業大経営の合理的遂行が妨げられること、必定であろう。世襲財産制に慣れ親しんだ旧来型思考の貴族の場合、始まりつつある工業化を視野に収めて、償却金の有利な投資先を、各種工業の個別企業やその資本参加の機会に積極的に見いだす努力を怠りがちだったのも、あながち肯けないことではなかった。興隆しつつある工業部門との関係を度外視して、もっぱら国債業務にのみ関心を示したフランクフルト銀行団との南ドイツ貴族の強い結びつきがもたらした影響は、甚大である。H. ヴィンケルによれば、南ドイツの場合、償却金を工業に投資した唯一の貴族は、アウクスブルクのフッガー家だけだった。鉱山と金属工業の数少ない事例を探すと、ライン・ルール地方の恵まれた立地条件の場合でさえ、工業に従事する「貴族企業家」⁵⁵は、「例外現象」⁵⁶にすぎなかったのである。19世紀中葉期における南ドイツの世襲財産制は、まだ、ドイツ資本主義のダイナミックな展開に充分対応または適応できているとは言い難い。M. ウェーバーが「大世襲財産」の「肯定的な経済的意義」⁵⁷を確認した20世紀初頭期との段階的発展落差は明らかである。

[本稿は、2017～2020年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「一次資料に基づく世襲財産制の実証研究—プロイセン・ザクセン・南ドイツの比較地域史」（課題番号17K03842）による研究成果の一部である]。

54 Vgl. H. Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung, S. 157.

55 Wolfgang Zorn, Typen und Entwicklungskräfte deutschen Unternehmertums, in: Karl Erich Born (Hrsg.), Moderne deutsche Wirtschaftsgeschichte, Köln・Berlin 1966, S. 30.

56 Ebenda.

57 M. Weber, Betrachtungen zur Fideikommissfrage, in: Aufsätze S. 378 Anm. 1); MWG, S. 169 Anm. 59).

参考文献

Behringer, Wolfgang, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, München 1990.

Dornheim, Andreas, Adel in der bürgerlich-industrialisierten Gesellschaft. Eine sozialwissenschaftlich-historische Fallstudie über die Familie Waldburg-Zeil, Frankfurt am Main 1993.

Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Domänenkammer, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (8. 1. 1924), Gutachten betreffend die Frage: Hat Polen Rechte an Krotoschin? (12. 5. 1926).

Häbich, Theodor, Deutsche Latifundien. Bericht und Mahnung, Dritte Auflage, Stuttgart 1947.

Hippel, Wolfgang von, Die Bauernbefreiung im Königreich Württemberg, Bd. 1, Boppard am Rhein 1977.

Kato, Fusao, Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017.

Kędzierski, Robert, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, Regensburg 2018, Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Doktorwürde der Fakultät III für Philosophie, Kunst-, Geschichts-, und Gesellschaftswissenschaften der Universität Regensburg.

Lütge, Friedrich, Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert, Zweite Auflage, Stuttgart 1967.

Miaskowski, August von, Das Erbrecht und die Grundeigentumsverteilung im Deutschen Reiche. Ein sozialwirtschaftlicher Beitrag zur Kritik und Reform des deutschen Erbrechts, Erste Abteilung, Die Verteilung des landwirtschaftlich benutzten Grundeigentums und das gemeine Erbrecht, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. XX, Leipzig 1882.

Neue Deutsche Biographie, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 26, Berlin 2016.

Parzefall, Rafaell und Stegmann, Natali (Hrsg.), Deutsche Besitzungen im ‚Osten‘ und deren Enteignung: Quelleninterpretationen aus einer Projektübung im Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Regensburg 2014, Einführung (R. Parzefall).

Reinhardt, Volker (Hrsg.), Deutsche Familien. Historische Portraits von Bismarck bis Weizsäcker, München 2005, Die Thurn und Taxis von Wolfgang Behringer.

Schulz, Otto, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikomnisse, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben von dem Deutschen Anwaltverein, 58. Jahrgang, Heft 27, 6. Juli 1929.

Trüdinger, Otto, Die Fideikomnisse, insbesondere in Württemberg, in: Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde, herausgegeben von dem Statistischen Landesamt, Jahrgang 1919/20, Stuttgart 1922.

Weber, Max, Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, München · Leipzig 1924.

Weber, Max, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904), in: ders., Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik,

Tübingen 1924; Max Weber Gesamtausgabe, im Auftrag der Kommission für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Abteilung I: Schriften und Reden, Bd. 8, Wolfgang Schluchter (Hrsg.), Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik, Schriften und Reden 1900-1912, Tübingen 1998.

Winkel, Harald, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung in West- und Süddeutschland. Höhe und Verwendung bei Standes- und Grundherren, Stuttgart 1968.

Zorn, Wolfgang, Typen und Entwicklungskräfte deutschen Unternehmertums, in: Karl Erich Born (Hrsg.), Moderne deutsche Wirtschaftsgeschichte, Köln · Berlin 1966.

M. ウェーバー著、黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上巻、岩波書店、1954年。

加藤浩平「西南ドイツ農民解放における償却金の行方」『社会経済史学』第46巻、第4号、1980年。

加藤房雄「南ドイツ・ヴェルテンベルクの世襲財産—大土地所有の存在形態」『広島大学経済論叢』第43巻、第1・2号、2019年、11月。

加藤房雄「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止—プロイセンと南ドイツ・グループ」『広島大学経済論叢』第43巻、第3号、2020年、3月。

藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年。

W. ベーリンガー著、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』三元社、2014年。

Das fürstliche Haus Thurn und Taxis in Württemberg

Fusao Kato

Thurn und Taxis gehört heute zu den größten privaten Grundbesitzern in Europa. Zum größten Teil wurde dieser Besitz erst im Lauf des 19. Jahrhunderts erworben: Ein großer Teil wurde den Fürsten von Thurn und Taxis zwischen 1803 und 1819 direkt als Entschädigung für die Enteignung des Postregals in bestimmten Regionen verliehen, ein anderer Teil wurde seit 1822 mit Geldmitteln gekauft, die ihrerseits wieder aus Postentschädigungen stammten. Selbst die großen Landkäufe in Osteuropa in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts sind noch direkt mit Postentschädigungen verbunden: Große Erwerbungen in Böhmen erfolgten nach der württembergischen Postentschädigung von 1851, der Kauf riesiger Ländereien in Kroatien nach der abschließenden preußischen Postentschädigung von 1867. Die Entstehung des Großgrundbesitzes von Thurn und Taxis markiert ein interessantes Forschungsthema Besitzumschichtung in der modernen deutschen Geschichte: Aus dem »Postfürsten« wurde ein Großgrundbesitzer.